(b) 当該民間航空製品の予定される用途が通常のものでないこと。
(c) 他の類似の運用中の民間航空製品又は類似の設計上の特徴を有する民間航空製品から得た経験が、安全でない状態が生じ得ることを示していること。
4　認証当局は、適用除外、逸脱、補正の要素又は特別な条件を明示する場合には、証明当局が適用した適用除外、逸脱、補正の要素又は特別な条件に妥当な考慮を払い、及び認証する民間航空製品につき、自己が明示する適用除外、逸脱、補正の要素又は特別な条件を自己の属する締約者の類似の民間航空製品に対するものよりも厳しいものにしてはならない。認証当局は、証明当局に対してそのような適用除外、逸脱、補正の要素又は特別な条件を通報する。

第十二条　認証当局の関与の水準

1　第九条及び技術実施手続に定める認証の過程における一方の締約者の認証当局の関与の水準については、主として次の事項によって決定する。
(a) 他方の締約者の権限のある当局の証明当局としての経験及び実績
(b) 当該認証当局が他方の締約者の権限のある当局との過去の認証の実施において既に得た経験
(c) 認証する設計の性質
(d) 申請者の当該認証当局との間の実績及び経験
(e) 第二十八条及び第二十九条に定める資格要件の評価の結果
2　認証当局は、技術実施手続に定めるところにより、一定の製品区分の最初の認証において、特に証明当局の手続及び方法について特別な手続及び厳格な審査を行う。
3　1及び2に定める原則の効果的な実施は、技術実施手続に定める評価基準を用いて、証明監督理事会が定期的に評価し、把握し、及び再検討する。

第十三条　自動的な受入れの過程

1　認証当局は、自動的な受入れの対象となる設計証明書については、証明当局が交付する設計証明書を認証を行うことなく受け入れる。この場合において、当該設計証明書は、認証当局が自己の属する締約者の法令及び運用規則に従って交付する証明書と同等のものとして承認するものとし、認証当局は、これに相当する証明書を交付しない。
2　証明当局としての欧州連合の技術機関が交付する重要でない追加型式証明書、重要でない大変更又は重要でない主要な修理及び技術基準命令認定書は、日本国の技術機関が認証当局として自動的に受け入れる。
3　証明当局としての欧州連合の技術機関又は欧州連合の法令に基づく認定機関が認定する小変更及び軽微な修理は、日本国の技術機関が認証当局として自動的に受け入れる。
4　証明当局としての日本国の技術機関又は日本国の法令に基づく認定機関が認定する小変更及び軽微な修理は、欧州連合の技術機関が認証当局として自動的に受け入れる。

第十四条　第十条及び前条の実施規定

1　小変更又は大変更への分類は、この附属書に定める定義に従って証明当局が行い、並びに当該証明当局の関係する規則及び手続に従って解釈する。
2　証明当局は、追加型式証明書又は大変更が重要であるか否かを分類するため、これらの変更を、過去における全ての関連する設計上の変更との関係及び民間航空製品に対する型式証明書に用いられた関係する証明規格に対する全ての関連する修正との関係において検討する。次のいずれかの基準に合致する変更は、自動的に重要なものとする。
(a) 一般的な形態又は構造上の原則が保持されていないこと。
(b) 変更される民間航空製品の証明に用いられた前提条件が有効でないこと。

第十五条　設計証明書の譲渡

設計証明書の保有者が自己の設計証明書を他の事業体に譲渡する場合には、当該設計証明書について責任を負う証明当局は、技術実施手続に定めるところにより、その譲渡につき認証当局に対して速やかに通報し、及び設計証明書の譲渡に関連する手続を適用する。

第十六条　設計に関連する運用上の要件

1　両技術機関は、設計に関連する運用上の要件に関連するデータ及び情報が、必要な場合には認証の過程において交換されることを確保する。
2　認証当局は、設計に関連する運用上の要件の一部に係る両技術機関の間の決定に従い、認証の過程を通じて証明当局の適合性報告書を受け入れることができる。

第十七条　型式に関連する運用上の文書及びデータ

1　一部の型式別の運用上の文書及びデータの一式であって型式証明書の保有者が提供するもの（欧州連合の制度における運用上の適合性データ及び日本国の制度における同等のデータを含む。）は、証明当局が認定し、又は受け入れるものとし、必要な場合には、認証の過程において交換する。
2　1に規定する運用上の文書及びデータは、技術実施手続に定めるところにより、認証当局が自動的に受け入れ、又は認証することができる。

第十八条　同時に行う認証

申請者及び両技術機関が決定した場合には、状況に応じ、及び技術実施手続に定めるところにより、同時に行う認証の過程を用いることができる。

第十九条　継続的な耐空性

1　両技術機関は、自己が証明当局となる民間航空製品の安全でない状態に対処するための行動をとる。
2　一方の締約者の権限のある当局は、自己の規制上の制度の下で設計され、又は製造された民間航空製品について、他方の締約者の権限のある当局が当該民間航空製品の継続的な耐空性に必要と認める行動を決定するに当たり、要請に基づき、当該他方の締約者の権限のある当局を支援する。
3　運用中の障害その他この附属書の対象となる民間航空製品に影響を与える潜在的な安全性に関する問題により当該民間航空製品の証明当局である一方の締約者の技術機関が調査を行うこととなる場合には、他方の締約者の技術機関は、要請に基づき、当該調査の支援（関連する事業体によって報告された関連情報であって、故障、機能不全、欠陥その他当該民間航空製品に影響を与える事態に関するものの提供を含む。）を行う。
4　設計証明書の保有者の証明当局に対する報告の義務及びこの附属書の定める情報交換の仕組みは、各設計証明書の保有者が故障、機能不全、欠陥その他その民間航空製品に影響を与える事態を認証当局に報告する義務を果たすものとみなす。
5　1から4までに規定する安全でない状態に対処するための行動及び安全に関する情報の交換については、技術実施手続で定める。
6　一方の締約者の技術機関は、当該締約者の監督に関する制度の下で設計され、又は製造された民間航空製品に関する全ての継続的な耐空性に関する義務的通知（この附属書の範囲内のものに限る。）を他方の締約者の技術機関に通報する。
7　一方の締約者の技術機関は、交付した証明書における耐空性の状態のいかなる変更についても、他方の締約者の技術機関に適時に連絡する。

第E節　製造証明

第二十条　製造の証明及び監督に関する制度の承認

1　輸入締約者は、この附属書の範囲内で輸出締約者の製造の証明及び監督に関する制度が輸入締約者の当該制度と十分に同等であると認められることから、第二十六条2の規定が適用される場合を除くほか、輸出締約者の当該制度を承認する。
2　1の規定は、次の事項についても適用する。
(a) 設計国の責任が輸出締約者以外の国に帰属する民間航空製品の製造。ただし、輸出締約者の権限のある当局が、当該民間航空製品について設計証明書の保有者と製造認定書の保有者との間の連携を管理するため、設計国の関連する当局と必要な手続を定め、及び実施していることを条件とする。